

事 務 連 絡
平成25年6月17日

北海道、青森県、岩手県、宮城県、
福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、
千葉県、新潟県、長野県

復興担当部局 御中

復興庁
男女共同参画班

男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針について（依頼）

平素より、復興行政に御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日決定、平成23年8月11日改定、東日本大震災復興対策本部）の基本的な考え方では、「復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する」としており、多様な生き方を尊重し、全ての人がある場面で活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、復興に当たっても、男女共同参画の視点が必要です。

今般、内閣府男女共同参画局では、東日本大震災を含む、過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる基本的事項を示す「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成しました。

既に、内閣府男女共同参画局長から各都道府県知事様あてに、本指針の活用等について依頼文書を発出している（平成25年5月31日府共第285号の2「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針について（依頼）」）と聞いておりますが、防災・復興における男女共同参画を推進するためには、関係部局の御理解と御協力が不可欠と考えますので、当庁からも、貴部局における御理解・御協力を、改めてお願い申し上げます。

また、貴県内の復興関連部局及び県内市町村の復興関連部局等に対しても、本指針を周知いただけますようお願い申し上げます。

<別添> 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針
男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 解説・事例集

本件連絡先

復興庁 男女共同参画班
TEL: 03-5545-7480